

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があつた。

令和七年六月一八日

神奈川県選挙管理委員会
委員長 保 阪 努

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出 をした者の氏名	資 金 管 理 団 体 の 名 称	取消年月日
伊左次美江	いさじよしえ後援会	六、一二、三一
佐藤 正憲	佐藤まさのりサポータークラブ	七、四、四
曾我部久美子	曾我部久美子後援会	七、三、三一
古谷 一郎	秦野から未来を創る会	七、三、三一